

平成25年労第345号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA県B市に所在する会社C（以下「会社」という。）に入社し、設備部設備企画担当として、設備関係の予算の管理業務に従事していた。

平成〇年〇月〇日午後1時前頃、被災者の同僚のDから、出張先のA県E郡の山中で社用車が脱輪し走行できないとの電話連絡が入り、同日午後2時頃、被災者のほか上司のF課長、同僚のG、H、Iの計5名が社用車2台でその救援に出発した。

同日午後2時45分頃、被災者らはJ町のK橋付近に到着したが、その先の道幅が狭く自動車の進入は困難と考え、各人が救援用の道具を持ち徒歩で脱輪現場に向かうこととなった。被災者は、重さ約3kg、長さ2m弱の角材を担ぎ、上がり勾配の坂道（平均勾配12.7%）を約550m歩き、同日午後3時頃、脱輪現場に到着した。そして、約10分経過後、上司らが脱輪車両を囲み救援方法を検討していたとき、路肩付近にいた被災者が突然、斜面を約5m下方に転落し、立ち木に引っ掛かり止まった。被災者は、口から泡を吹き、反応しないことから、F課長、G、Dの3名が交替で被災者に救命措置を行った。同日午後3時35分頃、救急隊が到着し、L病院に救急搬送されたが、同日午後8時20分死亡が確認された。翌日、同病院で行政解剖が行われ、死因は「虚血性心疾患」と診断された。

請求人は、被災者の死亡は冬季に山中で軽装のまま脱輪した社用車の救援活動を行ったことにあるとして、監督署長に療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の発症及び死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、M医師は、被災者の死因について、「虚血性心疾患により死亡した可能性が高いものと考えられる。」と述べている。当審査会としても、同鑑定書の解剖所見からみて、被災者は冠動脈疾患を基礎疾患とする心臓性突然死（以下「本件疾病」という。）によって死亡したと判断する。

また、本件疾病は、後述の認定基準の第2の2に掲げられた対象疾病の虚血性心疾患等のうち、「心停止（心臓性突然死を含む。）」に該当し、その発症時期は、平成〇年〇月〇日被災者が路肩から斜面下に転落する直前であったと判断する。

(2) ところで、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の

業務上外について、厚生労働省労働基準局長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人らは、被災者が脱輪車両の救援に赴いた行為は「異常な出来事」に該当する旨主張しているので、以下、検討する。

ア 請求人らは、「異常な出来事」に該当するか否かは、日常の事務作業に照らして、「被災者にとってどうであったか」という視点から判断すべきである旨主張しているが、当審査会としては、何人にとっても一般的に「異常な出来事」であるといえるか否かという視点から判断するのが相当であると考えることから、請求人らの主張は採用できない。

イ 被災者の同僚が引き起こした脱輪事故は、人命に危険を生じたり、会社に過大な損害や社会的責任が生じるようなものとは認められないことから、「極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態」であるとは認められない。

ウ 当日における被災者の行動は、会社から脱輪現場近くまで、約45分間社用車を運転し、その後は、脱輪現場まで、約3kgの角材を担ぎ、平均勾配7.2°の坂道を約15分かけて約550m歩いたというものであり、脱輪現場においては何らの作業にも従事していなかったことからみて、被災者が「緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態」に遭遇したとは認められない。

エ 請求人らは、防寒対策が片手落ちの状態のまま、被災者が脱輪現場で8℃前後の気温にばく露したことは「急激で著しい作業環境の変化」といえる旨主張しているが、被災者の服装は、上半身は4枚重ね、下半身はトランクスに冬服のズボンであり、防寒対策が片手落ちの状態とまでは認められないこと、また、当該気温の状態は、冬季における日常生活において通常経験する程度のものであることから、「急激で著しい作業環境の変化」であるとは認められない。

以上のおり、被災者が脱輪車両の救援に赴いた行為が「異常な出来事」に該当するとの請求人らの主張は採用できない。

(4) なお、請求人らは、N医師の意見書が業務起因性を証明している旨主張しているので、以下、念のために検討する。

N医師は、被災者が脱輪現場まで坂道を歩いたことについては「休憩を取りながらの15分での上りの負荷であり、異常な出来事と判断するほどの負荷とは考えにくい。」、脱輪現場の気温については「現場が日陰であったとしても、異常な温度環境であったとは言い難い。」と述べており、被災者が脱輪車両の救援に赴いた行為は「異常な出来事」に該当しない旨の意見を述べていることが認められる。

さらに、同医師は、「冠動脈疾患危険因子の基礎疾患が、今回の傷病である虚血性心疾患の発症に関連しているものと判断される」、「被災当日に、現場まで上がったことによる労作負荷、および、気温8℃前後かそれ以下の寒冷負荷が加わり、それもひとつの契機となり、虚血性心疾患の発症に結びついたものと判断される。」と述べている。同医師の意見としては、相対的に有力な原因は被災者の基礎疾患にあり、被災者が脱輪車両の救援に赴いた行為は発症の一つの契機となったものの、相対的に有力な原因ではない旨述べていると判断できるところであり、N医師の意見書が業務起因性を証明している旨の請求人らの主張は採用できない。

(5) 請求人らは、被災者の血圧は正常化されていたから脱輪車両の救援に赴かなければ発症しなかった旨主張しているので、以下、検討する。

M医師作成の鑑定書によると、被災者の心臓には、主要冠動脈枝3枝に閉塞ないし高度の狭窄病変が認められ（左冠状動脈前下行枝90%、左冠状動脈回旋枝100%、右冠状動脈90%）、かつ左冠状動脈回旋枝灌流域である左心室側壁から後壁に白色癒痕に陥った組織が認められることから、過去に左冠状動脈回旋枝閉塞による心筋梗塞を発症したことがあるものと推認される。

さらに、被災者の人間ドック結果報告書及び診療録をみると、被災者は、年齢45歳以上、高血圧、糖代謝異常、高コレステロール血症、高中性脂肪血症と5個もの冠動脈疾患危険因子を保有し、降圧薬は服用していたものの、心筋梗塞などの急性冠症候群の予防上重要とされる脂質代謝改善薬は服用しておらず、冠動脈疾患に対する治療も行われていなかったことが認められる。

以上みたごとく、被災者は未治療の重症冠動脈疾患に罹患しており、本件疾病の発症及び死亡は、業務に関係なく、いつでも起こりうる状態にあったと考

えられるところである。したがって、被災者が脱輪車両の救援に赴かなければ発症しなかった旨の請求人らの主張は採用できない。

(6) 短期間の過重業務については、発症前1週間の時間外労働時間数は2時間であり、その他の心身への負荷要因は認められないことから、被災者が発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

(7) 長期間の過重業務については、発症前1か月間の時間外労働時間数は5時間15分、発症前2か月間ないし6か月間の月平均時間外労働時間数の最長は発症前4か月間の7時間37分であり、その他の心身への負荷要因は認められないことから、被災者が発症前おおむね6か月間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

(8) 以上のとおり、被災者の本件疾病は、認定基準に掲げられた対象疾病に該当するものの、その発症前において、異常な出来事、短期間の過重業務及び長期間の過重業務のいずれも認められないことから、業務に起因するものとは認められず、被災者の死亡もまた業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、被災者の発症及び死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。